

兵庫県公報

令和3年1月13日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7

告 示

兵庫県告示第41号の2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

令和3年1月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市都市局都市計画部都市計画課、芦屋市都市建設部都市計画課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市まちの再生部都市政策室都市計画課及び猪名川町まちづくり部都市政策課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画都市再開発の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市都市局都市計画部都市計画課、芦屋市都市建設部都市計画課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市まちの再生部都市政策室都市計画課及び猪名川町まちづくり部都市政策課

- 3 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市都市局都市計画部都市計画課、芦屋市都市建設部都市計画課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市まちの再生部都市政策室都市計画課及び猪名川町まちづくり部都市政策課
- 4 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画防災街区整備方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市都市局都市計画部都市計画課、芦屋市都市建設部都市計画課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市まちの再生部都市政策室都市計画課及び猪名川町まちづくり部都市政策課
- 5 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画区域区分
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
尼崎市、川西市及び猪名川町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課、西宮市都市局都市計画部都市計画課、芦屋市都市建設部都市計画課、伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課、宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課、川西市都市政策部都市政策課、三田市まちの再生部都市政策室都市計画課及び猪名川町まちづくり部都市政策課
- 6 その他
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、縦覧期間中に自宅等で当該都市計画案の縦覧に供する図書が閲覧できるよう兵庫県ホームページ (https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_jyuran.html) に掲載する。
なお、この都市計画変更に係る関係市の住民及び利害関係人で自宅等から兵庫県ホームページの閲覧が困難な場合は、下記問合せ先まで相談されたい。
- 7 問合せ先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課土地利用班
電話 (078) 362-3588

~~~~~

### 兵庫県告示第41号の3

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に

記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

令和3年1月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町及び多可町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、高砂市まちづくり部まちづくり推進室都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市整備部都市計画課、加東市都市整備部都市政策課、稲美町地域整備部都市計画課、播磨町都市計画グループ及び多可町建設課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画都市再開発の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町及び播磨町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、高砂市まちづくり部まちづくり推進室都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市整備部都市計画課、加東市都市整備部都市政策課、稲美町地域整備部都市計画課及び播磨町都市計画グループ
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町及び播磨町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、高砂市まちづくり部まちづくり推進室都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市整備部都市計画課、加東市都市整備部都市政策課、稲美町地域整備部都市計画課及び播磨町都市計画グループ
- 4 (1) 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画防災街区整備方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町及び播磨町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、高砂市まちづくり部まちづくり推進室都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市整備部都市計画課、加東市都市整備部

都市政策課、稲美町地域整備部都市計画課及び播磨町都市計画グループ

5 (1) 都市計画の種類及び名称

東播都市計画区域区分

(2) 都市計画を変更する土地の区域

加古川市、三木市、高砂市及び加西市

(3) 都市計画の案の縦覧期間

令和3年1月13日から同月27日まで

(4) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、高砂市まちづくり部まちづくり推進室都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市整備部都市計画課、加東市都市整備部都市政策課、稲美町地域整備部都市計画課及び播磨町都市計画グループ

6 その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、縦覧期間中に自宅等で当該都市計画案の縦覧に供する図書が閲覧できるよう兵庫県ホームページ ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas\\_jyuran.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_jyuran.html)) に掲載する。

なお、この都市計画変更に係る関係市の住民及び利害関係人で自宅等から兵庫県ホームページの閲覧が困難な場合は、下記問合せ先まで相談されたい。

7 問合せ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課土地利用班

電話 (078) 362-3588



**兵庫県告示第41号の4**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

令和3年1月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 都市計画の種類及び名称

中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 都市計画を変更する土地の区域

姫路市、たつの市、福崎町、太子町、相生市、赤穂市、上郡町、宍粟市及び佐用町

(3) 都市計画の案の縦覧期間

令和3年1月13日から同月27日まで

(4) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課、太子町経済建設部まちづくり課、相生市建設農林部都市整備課、赤穂市建設部都市計画課、上郡町建設課、宍粟市建設部都市整備課及び佐用町建設課道路河川管理室

2 (1) 都市計画の種類及び名称

中播都市計画都市再開発の方針

(2) 都市計画を変更する土地の区域

姫路市、たつの市、福崎町及び太子町

- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課及び太子町経済建設部まちづくり課
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市、たつの市、福崎町及び太子町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課及び太子町経済建設部まちづくり課
- 4 (1) 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画防災街区整備方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市、たつの市、福崎町及び太子町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課及び太子町経済建設部まちづくり課
- 5 (1) 都市計画の種類及び名称  
西播都市計画防災街区整備方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
相生市、赤穂市及び上郡町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、相生市建設農林部都市整備課、赤穂市建設部都市計画課及び上郡町建設課
- 6 (1) 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画区域区分
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
たつの市及び福崎町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課及び太子町経済建設部まちづくり課
- 7 その他  
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、縦覧期間中に自宅等で当該都市計画案の縦覧に供する図書が閲覧できるよう兵庫県ホームページ ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas\\_jyuran.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_jyuran.html)) に掲載する。  
なお、この都市計画変更に係る関係市の住民及び利害関係人で自宅等から兵庫県ホームページの閲覧が困難な場合は、下記問合せ先まで相談されたい。
- 8 問合せ先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課土地利用班  
電話 (078) 362-3588

~~~~~

兵庫県告示第41号の5

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

令和3年1月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
豊岡市、新温泉町、香美町、養父市及び朝来市
- 3 都市計画の案の縦覧期間
令和3年1月13日から同月27日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、豊岡市都市整備部都市整備課、新温泉町建設課、香美町建設課、養父市まち整備部土地利用未来課及び朝来市都市整備部都市開発課
- 5 その他
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、縦覧期間中に自宅等で当該都市計画案の縦覧に供する図書が閲覧できるよう兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_jyuran.html）に掲載する。
なお、この都市計画変更に係る関係市の住民及び利害関係人で自宅等から兵庫県ホームページの閲覧が困難な場合は、下記問合せ先まで相談されたい。
- 6 問合せ先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課土地利用班
電話（078）362-3588

~~~~~

**兵庫県告示第41号の6**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

令和3年1月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
丹波篠山市及び丹波市
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、丹波篠山市まちづくり部地域計画課及び丹波市建設部都市住宅課
- 5 その他  
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、縦覧期間中に自宅等で当該都市計画案の縦覧に供する図書が閲覧できるよう兵庫県ホームページ ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas\\_jyuran.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_jyuran.html)) に掲載する。  
なお、この都市計画変更に係る関係市の住民及び利害関係人で自宅等から兵庫県ホームページの閲覧が困難な場合は、下記問合せ先まで相談されたい。
- 6 問合せ先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課土地利用班  
電話 (078) 362-3588



#### 兵庫県告示第41号の7

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

令和3年1月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
洲本市、淡路市及び南あわじ市
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
令和3年1月13日から同月27日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、洲本市都市整備部都市計画課、淡路市都市整備部都市計画課及び南あわじ市産業建設部建設課
- 5 その他  
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、縦覧期間中に自宅等で当該都市計画案の縦覧に供する図書が閲覧できるよう兵庫県ホームページ ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas\\_jyuran.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-toshimas_jyuran.html)) に掲載する。  
なお、この都市計画変更に係る関係市の住民及び利害関係人で自宅等から兵庫県ホームページの閲覧が困難な場合は、下記問合せ先まで相談されたい。
- 6 問合せ先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課土地利用班  
電話 (078) 362-3588